

審 査 決 定 報 告 書

産業消防委員会

令和3年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第119号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月16、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第119号 水戸地方農業共済事務組合の解散について

議案第120号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

これらの案件は、いばらき広域農業共済組合の設立に伴い、水戸地方農業共済事務組合を解散するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、県内農業共済4組合を合併し、新組合を設立するメリットについて、新組合の人員体制や職員の待遇について、今後の本市との関わり方等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「農業経営の安定化に向けて、農業共済の意義や新組合設立のメリット等について十分に周知し、加入率の向上に努められたい」等の意見が出されました。

この後、一括採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第130号 (仮称)水戸芸術館東地区駐車場建設工事請負契約の締結について

本案は、当該工事における契約金額及び契約の相手方を決定したものであり、設計の概要について、工事のスケジュールについて、混雑時の対応について、名称及び料金設定の検討状況等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「駐車場の整備に当たっては、周辺景観との調和や交通安全対策に十分に配慮されたい」、「誰もが利用しやすい駐車場となるよう、関係事業者とも連携しながら弾力的な運用を図られたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第7号)中第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分

本案は、水戸の桜まつりに係る債務負担行為を設定するものであり、委員から、「水戸の桜まつりの実施に当たっては、黄門さんの漫遊さくら堤を積極的にPRするなど、本市ならではの地域資源を有効活用し、さらなる事業の展開を図られたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第119号、議案第120号、議案第130号、議案第131号中第2表
債務負担行為補正中産業消防委員会所管分
以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和3年12月21日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

産業消防委員会

委員長 飯 田 正 美